

字の区域の変更

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この告示は土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による四街道都市計画事業鹿渡南部特定土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

令和 7 年 1 月 18 日

四街道市長 鈴木 陽介

新 大字	旧 大字	地番
		番
鹿渡	和良比	268の4
		567の1 567の4 567の5 568の2 569の1 569の3 569の4 570の1 570の4 570の5 570の7～570の19 588の1 589の1 590の1 592の1 592の4 592の5 593の1 593の2 594 595の1 595の2 596 597の1 597の2 598の2 599の1 599の2 607の2 609の1 609の2 610の1～ 610の7及びこれらの区域に隣接介在する道路である 公有地の一部
	鹿渡	611の1～611の6 612の4 612の8 612の9 612の19 612の20 620の1 620の2 620の9 620の13 632の1及 びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部
	谷ツ田	670の91
	内ノミ台	699の1 699の4 702の1 702の7～ 702の27 703の2～703の4 706の1 706の5 706の6 706の9 706の10 707の1～707の3 707の9 707の10 707の16～707の36 709の1 709の2 710の20及びこれらの区域に隣接介在する道路である 公有地の一部
	木戸場	1110の3 1110の8 1110の17 1110の18 1110の42 1111の1 1111の4 1118の1～1118の22 1120の1～1120の6 1121の1 1121 の2・1123}合併の2 1122 1124の6 1124の7 1124の9 1124の10 1125の2 1126の4 1129 1130の1 1130の7～1130の15 1131の1～ 1131の4 1131の6 1131の7 1131 の10～1131の21 1132の2～1132の6 1133の2 1133の3 1133の10～ 1133の37及びこれらの区域に隣接介在する道路である 公有地の一部
	向柳作	1134の6 1134の45 1150の184 1150の185 1150の235及びこれらの区域 に隣接介在する道路である公有地の一部
	柳作	1200の80～1200の82 1201の1 1202の1～1202の6 1203の1～1203 の3 1205並びにこれらの区域に隣接介在する道路 及び水路である公有地の一部
	大堤	道路及び水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、令和7年6月2日現在の登記事項証明書によるものである。

凡 例	
●	施行地区界
■	大字界
□	字 界
—	市街化区域界



さちが丘一丁目

字谷ツ田

字道作

字内ノミ台

みのり町

大字鹿渡

字道作

字木戸場

字内ノミ台

区画整理事業施行区域内の字を廃止し、大字和良比の一部を大字鹿渡に変更する。

字前原

字松原台

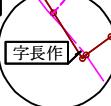
字柳作

字向柳作

字大堤

大字和良比字長作
拡 大 図

大字和良比



字向柳作

